

## 《 運営状況報告 》

医療法の改正により、医療機関の運営状況に関する情報の調査及び分析等を行うための新たな制度が令和5年8月1日から施行されました。

これに伴い、医療機関ごとの経営情報等を都道府県に報告することと、ホームページ等で公表することが義務化されました。

上記のとおり、医療機関の運営状況を報告及び公開することと、されていますが、「かものはし在宅クリニック」は、令和7年5月に個人開業の医療機関（診療所）として開業しましたので、令和7年12月末までは「年度会計」を締めることが出来ない為、本年の運営状況の報告及び公表はございません。

来年、初年度決算終了後には、報告及び公表させていただきます。

かものはし在宅クリニック  
院長 橋本 龍也